

土浦市道路愛護ボランティア支援制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が市の管理する道路([道路法\(昭和 27 年法律第 180 号\)第2条第1項](#)に規定するものをいう。)、のり面又は道路の附属物([同条第2項](#)に規定するものをいう。)(以下これらを「道路等」という。)の除草、落書きの除去等のボランティア活動を実施することにより、道路等に係る環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市及び市民が一体となって美しく住みよいまちづくりを推進することを目的として実施する道路愛護ボランティア支援制度(第4条及び第 11 条において「支援制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「道路愛護ボランティア団体」とは、道路等の区域内(次条において「区域内」という。)において、次条に規定する活動を行う団体をいう。

(道路愛護ボランティア活動)

第3条 道路愛護ボランティア団体の活動(以下「道路愛護ボランティア活動」という。)は、次に掲げる活動とする。

- (1) 区域内に散乱する空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみの収集
- (2) 区域内の除草、植樹ますの清掃、低木の剪定及び落書きの除去
- (3) 区域内に存する施設等の破損、樹木損傷等に関する情報の市への連絡
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区域内の良好な道路等を維持するために必要な活動

(登録資格)

第4条 支援制度に登録することができる団体は、市内に居住し、通勤し、又は通学する小学生以上の複数の者で構成する団体とする。

2 前項の団体の代表者は、満 18 歳以上の者でなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、政治団体及び宗教団体は、支援制度に登録することができない。

(市の支援)

第5条 市長は、道路愛護ボランティア団体に対して、予算の範囲内で、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 道路愛護ボランティア活動に必要な物品、用具等の支給及び貸与
- (2) 道路愛護ボランティア活動で発生した剪定枝、草、ごみ等の回収

(3) 前2号に掲げるもののほか、道路愛護ボランティア活動に関し市長が必要と認める支援

(道路愛護ボランティア団体に係る登録の申込み)

第6条 道路愛護ボランティア団体の登録を受けようとする団体(次条及び第8条において「道路愛護ボランティア希望者」という。)は、道路愛護ボランティア団体登録申込書(様式第1号)に参加者名簿を添えて市長に申し込まなければならない。

2 道路愛護ボランティア団体の代表者に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を連絡するものとする。

3 道路愛護ボランティア活動の参加者に変更が生じるときは、予定する道路愛護ボランティア活動をする前に市長に変更後の参加者名簿を提出するものとする。

(道路愛護ボランティア希望者との協議)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、次に掲げる事項について当該申込みをした道路愛護ボランティア希望者と協議するものとする。

(1) 道路愛護ボランティア活動をする場所

(2) 道路愛護ボランティア活動の内容

(3) 道路愛護ボランティア活動において収集するごみの排出方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、道路愛護ボランティア活動に関し市長が必要と認める事項

(合意等)

第8条 市長は、前条の規定による協議が調ったときは、当該協議をした道路愛護ボランティア希望者と道路愛護ボランティア合意書(様式第2号。以下「合意書」という。)を取り交わすものとする。

2 合意書の有効期限は、当該合意書を取り交わした日の属する年度の末日までとする。ただし、次条の規定による道路愛護ボランティア活動に係る合意(以下「合意」という。)の解除がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

3 市長は、道路愛護ボランティア団体が合意書の内容を履行しないときは、その履行を催告することができる。

(合意の解除)

第9条 道路愛護ボランティア団体は、合意を解除しようとするときは、道路愛護ボランティア合意解除届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、合意を解除することができる。

(1) 道路愛護ボランティア団体が前条第3項の規定による催告に従わないとき。

(2) 道路愛護ボランティア団体が合意書の内容と異なる活動を行ったとき。

(3) 道路愛護ボランティア団体が公共の利益に反する行為を行ったとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が合意を解除する必要があると特に認めたとき。
- 3 市長は、前項の規定により合意を解除するときは、道路愛護ボランティア合意解除通知書(様式第4号)により当該道路愛護ボランティア団体に通知するものとする。
- (傷害の補償等)

第10条 市長は、道路愛護ボランティア活動の参加者が道路愛護ボランティア活動中に傷害を被り、又は第三者への損害賠償責任を負ったときは、原則として市で加入している保険により、これを補償し、又は賠償するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、道路愛護ボランティア団体は、その傷害を被り、又は第三者への損害賠償責任を負った内容をボランティア活動事故発生報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告するものとする。
- (補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和4年1月11日告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。